

# 国と県の学費支援制度のご案内

## (私立高校等・在校生用)

### 1 制度の概要

#### (1) 高等学校等就学支援金制度(国の制度)

私立高等学校等に通う生徒に対して、家庭の収入状況に応じて、授業料を軽減する制度です。

#### (2) 授業料等軽減補助金制度(県の制度)

県が就学支援金に上乗せして助成することにより、授業料及び施設整備費・実習費などの実質的に授業料に相当する費用(以下、「授業料等」と言います)や入学時納入金を軽減する制度です。

就学支援金及び授業料等軽減補助金は、学校に支給され、生徒の授業料等に充当(相殺)されます。生徒に直接お渡しするものではありませんので、御注意下さい。

### 2 支援の対象となる方

生徒の親権者全員※の市町村民税所得割額に応じて、次の表のとおり軽減されます。

| 親権者全員の<br>市町村民税所得割額 | 毎月の授業料等<br>から軽減される額 | そのうちの     | 毎月の生徒負担額         |
|---------------------|---------------------|-----------|------------------|
|                     |                     | 就学支援金の額   |                  |
| ① 0円(非課税)           | 授業料等の全額             | (24,750円) | 0円               |
| ② 51,300円未満         | 授業料等の2/3            | (19,800円) | 授業料等の1/3         |
| ③ 154,500円未満        | 14,850円             | (14,850円) | [授業料等 - 14,850]円 |
| ④ 304,200円未満        | 9,900円              | (9,900円)  | [授業料等 - 9,900]円  |
| ⑤ 304,200円以上        | 【対象外】               |           | 授業料等の全額          |

#### ※ 支給の判定基準となる者について

- ◎ 支給の判定は、保護者全員の市町村民税所得割額の年額を合算して行います。ただし、
- ア 親権者不在の場合、未成年後見人全員の市町村民税所得割額を合算して判定します。
- イ 未成年後見人も存在しない場合、「主たる生計維持者(=生徒を扶養している方)」の市町村民税所得割額で判定します。
- ウ 主たる生計維持者も存在しない場合、生徒本人の市町村民税所得割額で判定します。

### 3 提出書類

【提出期限】 6月12日(月)〆切

#### 【1】就学支援金を受給中の生徒

##### ア 収入状況届出書【B】

・二重線の枠内及び【B】標記のある太線枠内を記入してください。

※ 申請書内の【3. 確認事項】にチェックを入れることで、授業料等軽減補助金についても申請したこととなります。特段の理由がない限り、全員チェックをお願いします。

##### イ 親権者全員の平成29年度市町村民税課税額の確認書類

・次のうちいずれかを提出してください。(コピーでも可)

- ① 市町村民税・県民税課税証明書
- ② 市町村民税・県民税納税通知書
- ③ 市町村民税・県民税特別徴収税額決定通知書(給与所得者で収入が勤務先の場合)
- ④ 生活保護受給証明書(平成29年1月1日時点で『生活扶助』を受けていることが分かる証明書)

## 【2】就学支援金の支給を受けていない生徒

### (1)市町村民税所得割額が 0円～304,200円未満 の世帯

#### ア 受給資格認定申請書【A】

- ・ 二重線の枠内及び【A】標記のある太線枠内を記入してください。
- ※ 申請書内の【3. 確認事項】にチェックを入れることで、授業料等軽減補助金についても申請したこととなります。特段の理由のない限り、全員チェックをお願いします。

#### イ 親権者全員の平成29年度市町村民税課税額の確認書類

- ・ 次のうちいずれかを提出してください。(コピーでも可)
- ① 市町村民税・県民税課税証明書
- ② 市町村民税・県民税納税通知書
- ③ 市町村民税・県民税特別徴収税額決定通知書(給与所得者で収入が勤務先のみの場合)
- ④ 生活保護受給証明書(平成29年1月1日時点で『生活扶助』を受けていることが分かる証明書)

#### ウ (前歴のある方のみ)高等学校等就学支援金受給資格消滅通知書

- ・ 過去に高等学校等に在学していたことがある場合のみ提出してください。

### (2)市町村民税所得割額が 304,200円以上 の世帯

#### ア 辞届出書【C】

- ・ 【C】ボックスにチェックを入れ、二重線の枠内を記入して提出してください。

## 4 留意事項

- 就学支援金を受給中の生徒が『収入状況届出書【B】』を提出しない場合、支払の一時差し止めが行われる場合があります。原則として遡っての支給はできませんので、必ず期限までに提出してください。
- 手続き後に税額変更や死亡、離婚、養子縁組などによる親権者の変更があった場合は、速やかに学校に申出てください。支給額が変更される場合があります。
- 税の申告を行っていないため、市町村民税所得割額が確認できない場合は、支給できません。収入がない場合も必ず税の申告を行ってください。
- 失職等により収入が激減した場合、特別に授業料等を軽減する制度があります。詳しくは学校にお尋ねください。

## 5 Q&A

### Q1 4月に申請したばかりですが、また手続きが必要ですか？

- **入学年度**は、4～6月分、7月～翌年6月分の**2回**に分けて審査を行います。**2・3年生**では、**毎年1回**、就学支援金の支給額を判断するための収入状況の確認を行います。5月下旬に学校から案内しますので、必ず期限までに手続きをしてください。

### Q2 現在、就学支援金を受給中ですが、平成29年度の税額の通知で、市民税所得割額が304,200円以上となりました。どのように手続きをすればいいでしょうか？

- 『収入状況届出書【B】』にチェックをして、**税額を確認できる書類を添付**して提出してください。就学支援金の受給資格の認定を受けた後は、必ず、期限までに、収入状況の届出をしなければなりません。

### Q3 父親が海外勤務ですが、住民票を海外に移し、税金の確定申告なども海外で済ませています。母親は専業主婦で、非課税扱いです。この場合、支給は受けられますか？

- 日本国内に在住している親権者(母親)のみの課税額で判断します。なお、この場合、支給額は一律9,900円/月となります。(14,850円以上の支給には、課税基準日(各年1月1日)に、親権者2人とも日本国内に住所を有していることが条件となるため。)

### Q4 本年6月に父母が離婚し、親権を母親が持つことになりました。母親のみであれば受給の要件を満たしますが、どのような手続きをとれば良いですか？

- 離婚の成立により親権者が母親のみとなり、母親の課税額が304,200円未満であれば受給の対象となります。学校へ申請書類を提出した月から認定となります。(その月の初日の時点で離婚が成立している必要があります。)